

高水管第1098号
令和3年3月25日

各位

高槻市水道事業
管理者 上田 昌彦
(公印省略)

給水装置工事申込等における押印の見直し 及び
給水装置工事施行指針等の改訂について (通知)

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、手続における利便性の向上や行政手続のデジタル化の推進を目的として給水装置工事申込みや指定給水装置工事事業者等に関連する押印の見直しを行いましたので、通知いたします。

なお、本改訂において、消火栓及び空気弁の栓室の築造方法の変更も併せて行っております。

記

1 適用年月日

令和3年4月1日以降の給水装置工事及び指定給水装置工事事業者等に関する手続

2 押印の見直し

申込者等本人が自署する場合、押印が不要となりました。本人が自署しない場合は、記名押印となります。

なお、自署している申込書等を訂正する際は、訂正印ではなく訂正署名が必要となります。

3 給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドの改訂内容

別紙「改訂点一覧」参照

改訂しました給水装置工事施行指針や関連様式等は、ホームページに公開しております。

以上

改訂点一覧

● 給水装置工事施行指針の改訂点

掲載箇所	改訂前	改訂後
第1編第3章 供給規程	P.5 下から4行目 ・・・事前に投函しておくこと、申込者の署名捺印を求めること又は口頭で伝達すること等・・・	・・・事前に投函しておくこと、申込者の自署又は記名押印を求めること又は口頭で伝達すること等・・・
第2編第2章 1 基本調査	P.31 “表-2.2.1.1 調査項目と内容” (公益社団法人日本水道協会「給水用具の維持管理指針(2019年版)」を参考とした。)	(公益財団法人給水工事技術振興財団「給水装置工事技術指針(2020年版)」を参考とした。)
第2編第3章 6 弁栓類等の設置	<p>P.116 下から3行目</p> <p>④ 弁・栓室の底打ちモルタル (t=50mm) には、弁・栓室内の排水を目的とした水抜き孔 (口径 50mm) を設けること。なお、水抜き管は、上部に構造物がない箇所に設置すること。</p> <p>P.116 図-2.3.6.5</p>	<p>④ 栓室の沈下を防止するため、底版下部に基礎碎石 (t=100mm) を設置すること</p>
第2編第5章 1 指定給水装置工事事業者の申請及び届出	P.127 下から2行目 なお、指定に関する申請及び届出に用いる書類は、代表者印等の実印を使用して作成するものとする。	削除

掲載箇所	改訂前	改訂後
第2編第5章 4 給水装置工事の申込み	P.132 上から20行目 (6) 占用許可申請に係る申請書類には、管理者の確認印等を受けること（詳細は、・・・	(6) 占用許可申請に係る申請書類には、管理者の確認を受けること（詳細は、・・・
第2編第5章 5 関係機関への申請及び通知	P.134 “表-2.5.5.1 占用行為、掘削行為を伴う場合の申請等” 上から2行目備考欄 工事申込みの承認時に占用許可申請書及び占用許可書の書類一式を用意し、管理者の確認を受けること。	工事申込みの提出時に占用許可申請書の書類一式を用意し、管理者の確認を受けること。 また、工事申込みの承認時に占用許可申請書及び占用許可書の書類一式を用意し、管理者の確認を受けること。 【新設工事】 工事申込みの提出時に占用許可申請書一式を用意し、管理者の確認を受けること。 また、工事申込みの承認時に占用許可申請書及び占用許可書の書類一式を3部用意し、管理者に提出すること。
	P.134 “表-2.5.5.1 占用行為、掘削行為を伴う場合の申請等” 上から3行目備考欄 【新設工事】 工事申込みの承認時に占用許可申請書及び占用許可書の書類一式を3部用意し、管理者に提出すること。	
第2編第5章 6 施行承認 ⇒ 工事着手の承認	P.135 下から10行目 管理者は、審査完了後に市納金の納入通知書と申込一覧表を発行し、所定のキャビネットに格納する。これらを指定業者用キャビネットから持ち帰り、・・・	管理者は、審査完了後に市納金の納入通知書と申込一覧表を発行し、指定業者持帰棚に格納する。これらを指定業者持帰棚から持ち帰り、・・・ (2) 工事着手の承認
	P.135 下から3行目 (2) 施行承認	
第3編第1章 給水装置工事申込みに係る様式集	P.146 “表-3.1.1 工事申込みに係る様式一覧” 1行目 押印者	自署又は押印者

● 給水装置工事申込手続ガイドの改訂点

掲載箇所	改訂前	改訂後
2 給水装置工事申込み	P.4~5 “表-1 給水装置工事申込関連様式一覧” 1行目 押印者	自署又は押印者